

厚生労働大臣が定める揭示事項

選定療養費に関する事項は以下のとおりです

(1) 特別の療養環境に関する事項（室料差額）

区分	料金	病室番号	特別の療養環境
個室	5,500円 (消費税込)	3階病棟 320	バス、トイレ
		4階病棟 425 426	
		5階病棟 520 521	
		6階病棟 625 626	
1人室	2,750円 (消費税込)	3階病棟 305 322 323	洗面台
		4階病棟 407 423	
		6階病棟 601 612	
		西2階病棟 207 211	
	2,200円 (消費税込)	3階病棟 301 302 303	
		4階病棟 401 403 413	
		5階病棟 501 502 503 505	
		6階病棟 607	
西2階病棟 220 221 222 223			
2人室	1,100円 (消費税込)	3階病棟 311 312 313 315	
		5階病棟 518	
		6階病棟 623	
		西2階病棟 203 205 206	

(2) 入院期間が180日を超える入院に関する事項

患者さんの事情により長期に入院される場合には、180日を超える日から入院費の一部を負担していただく場合があります。

・料金=1日につき2,713円

広島県厚生農業協同組合連合会
吉田総合病院 病院長